

改正

平成20年4月1日訓令第6号
平成21年4月13日訓令第9号
平成21年6月30日訓令第10号
平成23年5月26日訓令第5号
平成23年8月5日訓令第7号
平成27年4月1日訓令第12号
平成27年7月2日訓令第17号
平成31年2月25日訓令第3号
令和元年5月10日訓令第1号
令和2年3月26日訓令第16号

会津美里町事後審査型制限付一般競争入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、会津美里町財務規則（平成17年会津美里町規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、町が発注する建設工事に係る事後審査型制限付一般競争入札の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付一般競争入札の対象工事は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事のうち、設計金額が原則として1,000万円以上の工事（以下「対象工事」という。）とする。ただし、災害等の緊急工事、特殊工事等特別な事由がある工事についてはこの限りではない。

(入札参加資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他使用人として使用する者でないこと。
- (3) 会津美里町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成17年会津美里町告示第25号）第5条第1項に規定する工事等請負有資格業者名簿に登録されている者
- (4) 対象となる工種ごとに法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (5) 会津美里町競争入札参加有資格者指名停止基準（平成18年会津美里町訓令第22号）に基づいて、指名停止の措置を受けた者にあつては、当該指名停止の期間を経過していること。
- (6) 対象工事に法第26条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- (7) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事については、別表入札参加資格要件に掲げる要件を満たしていること。なお、入札参加資格要件に掲載のない工種の工事については、発注の都度要件を定める。

- (8) 町税等に未納がないこと。
- (9) 第5条第1項に定める設計図書等を閲覧していること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続き又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（入札公告）

第4条 町長は、対象工事について必要な入札条件を付し、公告するものとする。

- 2 前項の公告は町の掲示場及びホームページに掲載することにより行うものとする。

（設計図書等の閲覧）

第5条 対象工事の設計図書等は、規則第112条の規定による入札公告で指定する期間内に設計図書閲覧申請書（様式第1号）を提出し閲覧することが出来る。

- 2 町長は、前項による閲覧をした場合には、設計図書閲覧済証（様式第2号）を発行するものとする。

- 3 設計図書等に対する質問は、質問書（様式第3号）により町長が受け付けるものとし、その受付期間は、公告の日から起算して5日間（週休日及び休日を除く。）とする。

- 4 町長は、前項の質問に対し、質問応答書（様式第4号）により回答するものとする。

（入札の方法及び提出書類）

第6条 入札は、公告で指定された日時及び場所において、代表者本人が入札の提出書類（以下「入札書類」という。）を直接入札するものとする。

- 2 前項の規定による入札は、入札前に委任状（様式第5号）を提出して、代理人によることができるものとする。

- 3 入札書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 入札書
- (2) 工事費内訳書（様式第6号）

（入札保証金）

第7条 事後審査型制限付一般競争入札に参加する者の入札保証金については、規則第115条第2項の規定により免除する。

（最低制限価格の設定）

第8条 事後審査型制限付一般競争入札の執行に当たっては、規則第120条第2項の規定により最低制限価格を設定するものとする。

（入札回数）

第9条 事後審査型制限付一般競争入札の入札執行回数は、原則として最初の入札及び再度の入札を合わせて2回までとする。

（入札の中止）

第10条 町長は、入札参加者が2者に満たない場合は制限付一般競争入札を中止することができるものとする。

（開札）

第11条 開札は入札終了後、直ちに入札参加者を立ち合わせて行うものとする。

- 2 開札の結果、入札参加者の入札書と工事費内訳書の金額が一致しない場合は、無効として取り扱うものとする。

- 3 工事内訳書の点検は、開札場所において工事所管課長等の指名する職員が行うものとする。

- 4 開札の結果、有効な入札を行った者で、最低制限価格以上でかつ予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を、落札者となるべき者（以下

「落札候補者」という。)として決定する。ただし、落札候補者となるべき者が複数となった場合は、この者たちにくじを引かせて落札候補者を決定し、当該落札候補者から順に入札参加資格の確認を行い、後日落札決定する旨を宣言し、開札を終了する。

(入札参加資格の確認等)

第12条 町長は、次に掲げる書類を落札候補者に提出させ、資格を確認する。

- (1) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第7号)
- (2) 建設業法第3条第1項に規定する許可書の写し
- (3) 最新の経営事項審査結果通知書の写し
- (4) 町税等の納税証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 落札候補者は、提出を指示された日を含め2日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に前項に規定する書類を総務課管財契約係に持参するものとする。

3 入札参加資格を確認したときは、その結果を制限付一般競争入札参加資格確認通知書(様式第8号)により落札候補者に対し速やかに通知するものとする。

4 確認書類を提出期限まで提出しないとき、又は入札参加資格の確認のため町長が行う指示に従わないときは、落札候補者の行った入札は無効となるものとする。

5 町長は、前項の規定による入札の無効又は落札候補者に入札資格が無いと認めた場合は落札候補者の指定を取り消し、当該落札候補者に次ぐ低価格で有効な入札を行った者を新たな落札候補者に指定するものとする。

(落札者の決定)

第13条 町長は、落札候補者の入札参加資格の確認等を行った後適正と認めたときは、この落札候補者を落札者と決定するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行し、同日以後に起工する工事について適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

会津美里町建設工事入札参加資格要件

工種	設計価格	地域条件	総合評点	業者工事実績
土木一式工事	1,000万円以上 5,000万円未満	町内に本店がある業者又は町内に支店があり、地域貢献が認められる業者	650点	同種工事の実績があること
	5,000万円以上	発注の都度工事等指名委員会において決定	発注の都度工事等指名委員会において決定	同種工事の実績があること

工種	設計価格	地域条件	総合評点	業者工事実績
建築一式工事	1,000万円以上 5,000万円未満	発注の都度工事等指名委員会において決定	650点	同種工事の実績があること
	5,000万円以上	発注の都度工事等指名委員会において決定	発注の都度工事等指名委員会において決定	同種工事の実績があること

工種	設計価格	地域条件	総合評点	業者工事実績
電気工事	1,000万円以上 5,000万円未満	発注の都度工事等指名委員会において決定	650点	同種工事の実績があること
	5,000万円以上	発注の都度工事等指名委員会において決定	発注の都度工事等指名委員会において決定	同種工事の実績があること

工種	設計価格	地域条件	総合評点	業者工事実績
管工事	1,000万円以上 5,000万円未満	発注の都度工事等指名委員会において決定	650点	同種工事の実績があること
	5,000万円以上	発注の都度工事等指名委員会において決定	発注の都度工事等指名委員会において決定	同種工事の実績があること

工種	設計価格	地域条件	総合評点	業者工事実績
舗装工事	1,000万円以上 5,000万円未満	町内に本店がある業者又は町内に支店があり、地域貢献が認められる業者	650点	同種工事の実績があること

	5,000万円以上	発注の都度工事等指名委員会において決定	発注の都度工事等指名委員会において決定	同種工事の実績があること
--	-----------	---------------------	---------------------	--------------

工種	設計価格	地域条件	総合評点	業者工事实績
水道施設工事	1,000万円以上 5,000万円未満	町内に本店がある業者又は町内に支店があり、地域貢献が認められる業者	650点	同種工事の実績があること
	5,000万円以上	発注の都度工事等指名委員会において決定	発注の都度工事等指名委員会において決定	同種工事の実績があること

注 1 総合評点は、経営事項審査結果通知書で定める総合評点値（P）とする。

設計図書閲覧申請書

年 月 日

会津美里町長

	住 所	
申請人	会 社 名	
	閲覧者氏名	印
	電 話	

下記のとおり、設計図書の 閲 覧 を申請します。

記

- 1 工事名
- 2 入札日時・場所 年 月 日
- 3 閲覧日 年 月 日 時 分から 時 分まで
- 4 その他 (1) 本設計図書等については、本工事入札に係る見積もりの資料として以外
の使用をしないこと。
(2) 閲覧申請しても、入札を義務づけるものではありません。
(3) 申請人氏名押印は、閲覧した本人でお願いします。
(4) 閲覧終了後は、閲覧済証を受領してください。

様式第2号（第5条関係）

設 計 図 書 閲 覧 済 証

年 月 日

下記工事設計図書を 閲 覧 済であることを証明します。

記

- 1 工事名
- 2 入札日時・場所

様

会津美里町長

印

この証は、入札時に提出して下さい。

様式第3号 (第5条関係)

<h2>設 計 図 書 質 問 書</h2>	
年 月 日	
会津美里町長	
	住 所 商 号 代表者名
	印
工事について、下記のとおり質問します。 記	
工事名	
質問事項 (質問事項が多い場合は、別紙に記入)	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

様式第4号 (第5条関係)

<h2>質 問 応 答 書</h2>	
	年 月 日
住 所 商 号 代表者名	様
	会津美里町長 印
年 月 日	で質問のありましたこのことについては、下記のとおり回答 します。
記	
工事名	
回答内容	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

委 任 状

年 月 日

会津美里町長

住 所
商号又は名称
氏 名

印

私は、.....を代理人と定め、次の
権限を委任します。

工事名（業務名）

.....
の入札及び見積に関する一切の権限。

なお、代理人が入札及び見積に使用する印章は次のとおりです。

代理人印

.....
.....

様式第7号 (第12条関係)

制限付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

会津美里町長

住 所

商 号

代表者名

印

年 月 日付けで入札公告のありました 工事
に係る制限付一般競争入札について、下記の関係書類を添えて入札参加資格確認の申請を
します。

記

- 1 建設業法第3条第1項による許可書 (別紙写しのとおり)
- 2 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知書(最新のもの) (別紙写しのとおり)
- 3 配置予定技術者等

主任(監理)技術者	氏名	資格
監理技術者資格証交付番号 第		号 (監理技術者を必要要件とする場合)

4 同種工事実績

工 種	工事名	発注者名	
施工場所	施工年度	年	元請・下請
工事概要			請負代金の額(千円)

5 現在の従業員・技術者数

従業員数	人	技術者数	人
------	---	------	---

6 町税等の納税証明書 (別紙のとおり)

下記事項について誓約いたします。

- ・ この申込書のすべての記載事項は、事実と相違ないこと。
- ・ 契約時又は契約締結後に工事の重複による配置技術者等の専任違反となる事実が確認された場合は、契約を締結しないこと又は契約を解除することに異議を申し立てないこと。
- ・ 配置する技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。特に専任の技術者を要する場合は、入札申込のあった日以前に3箇月以上の雇用関係があること。

様式第8号 (第12条関係)

制限付一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

様

会津美里町長

印

先に申請のあった
加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

工事に係る入札参

記

入札参加資格	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
入札公告年月日	年 月 日
対象工事	工事名
	工事場所
入札参加資格が無い と認めた理由	